

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	土地の原状回復命令又は違反建築物の除却等の命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 9 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 9 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、町が施行する住宅地区改良事業の区域内において法第 9 条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 3 項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不良住宅を除却するための明渡し命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 11 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 11 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>施行者 (住宅地区改良事業を施行する者) は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅の占有者で当該不良住宅に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、これを明け渡すべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	土地の整備のための不良住宅以外の建築物、工作物等の移転の命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 13 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 13 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 施行者 (住宅地区改良事業を施行する者) は、改良地区内の土地の利用に関する基本計画に従って、改良地区内の土地について区画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行わなければならない。</p> <p>(2) 施行者は、(1)の土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	是正の要求
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 33 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 33 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村長又は施行者に対して、これらの者が行う処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく国土交通大臣の処分に違反していると認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>(2) 都道府県知事若しくは市町村長又は施行者は、(1)の要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日